

長 介 第 504 号  
令和4年7月20日

地域密着型サービス事業所管理者 様  
介護予防訪問・通所サービス事業所管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

令和4年度介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について（通知）

令和4年10月から介護職員等ベースアップ等支援加算を算定する場合は、「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について」（令和4年6月21日付け老発0621第1号）に留意の上、下記のとおり必要書類を提出してください。

## 記

### 1 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定要件

- ・介護職員処遇改善加算（以下、「処遇改善加算」という）（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。  
※介護職員等ベースアップ等支援加算（以下、「ベースアップ等加算」という）と同時に処遇改善加算に係る計画書の届出を行い、算定されている場合も含む。
- ・賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給または決まって毎月支払われる手当の引き上げに充てること。

### 2 提出書類

- （1）すでに処遇改善加算・特定加算を算定しており、令和4年10月からベースアップ等加算を算定する場合
- ・別紙様式2-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
  - ・別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）
  - ・介護給付費算定に係る体制等届出書  
※長岡市所管の事業所・施設に係る届出のみ提出すること。  
※ベースアップ等加算の新設に伴い、体制等届出書様式の改正あり。必ず、改正後の様式を提出すること。

「処遇改善計画書 記入要領」および記載例を参照し計画書を作成してください。

また、計画書に記載する「賃金の総額」や「加算の総額」等の考え方については、様式に記載されている【記入上の注意】を確認してください。

- (2) 令和4年10月から処遇改善加算・特定加算・ベースアップ等加算を算定する場合
- ・別紙様式2-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
  - ・別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）
  - ・別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）  
※介護職員等特定加算（以下、「特定加算」という）を算定しない場合は提出不要。
  - ・別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所個表）
  - ・介護給付費算定に係る体制等届出書  
※長岡市所管の事業所・施設に係る届出のみ提出すること。  
※ベースアップ等加算の新設に伴い、体制等届出書様式の改正あり。必ず、改正後の様式を提出すること。
- (3) 特別な事情に係る届出書（該当がない場合は不要）
- 事業の継続を図るため、賃金水準（加算による賃金改善分を除く）を引き下げたうえで賃金改善を行う場合は、上記のほか、「別紙様式5 特別な事情に係る届出書」を提出してください。

### 3 提出期限

令和4年8月31日（水）【**期限厳守**】（令和4年10月から算定開始の場合）

※令和4年10月以降に算定を開始する場合は、その月の前々月の末日まで。

### 4 提出先

長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係（郵送、メール、持参のいずれかで提出）

※指定権者ごとに提出が必要です。

※長岡市介護予防・日常生活支援総合事業分についても、上記へ提出してください。

### 5 留意事項

- (1) 届出内容を証明する資料の保管および提示について

計画書等の届出内容を証明する資料は、長岡市が提出を求めた場合に速やかに提出できるよう適切に保管してください。

- (2) 変更の届出について

計画書の提出後に、以下①～⑥の変更があった場合は、「別紙様式4 変更に係る届出書」を提出してください。なお、⑤、⑥に係る変更のみの場合は、実績報告書の提出時にあわせて提出してください。

①会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併による計画書の作成単位の変更

②複数の介護サービス事業所等について一括して申請を行う事業者における当該申請に係る介護サービス事業所等の増減（新規指定、廃止等の事由による）

- ③キャリアパス要件に関する適合状況の変更（該当する処遇改善加算の区分に変更が生じる場合に限る）
- ④介護福祉士の配置等要件に関する適合状況の変更に伴う、該当する加算の区分の変更（喀痰吸引を必要とする利用者の割合についての要件等を満たせないことにより、入居継続支援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化し、3か月以上継続した場合も同様）
- ⑤就業規則の改正（介護職員の処遇に関する内容に限る）
- ⑥キャリアパス要件等に関する適合状況の変更（処遇改善加算（Ⅲ）を算定している場合におけるキャリアパス要件Ⅰ、キャリアパス要件Ⅱおよび職場環境要件の要件間の変更が生じる（加算の算定区分に変更がない）場合に限る）

### （3）実績報告について

実績報告については、別途通知します。

## 7 処遇改善加算等に係る様式について

処遇改善加算および特定加算の算定に係る計画書等の様式は、「令和4年度介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出について（通知）」（令和4年3月17日付け高齢第1628号）により通知しているところですが、この度、厚生労働省より処遇改善加算、特定加算およびベースアップ等支援加算に関する様式例が示されたことから、令和4年10月以降の算定に係る届出については、以下の様式により行ってください。

- ・別紙様式2-1 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
- ・別紙様式2-2 介護職員処遇改善加算（施設・事業所別個表）
- ・別紙様式2-3 介護職員等特定処遇改善加算（施設・事業所別個表）
- ・別紙様式2-4 介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）
- ・別紙様式4 変更に係る届出書
- ・別紙様式5 特別な事業に係る届出書

## 8 各様式データ等について

厚生労働省通知や各様式等は、長岡市ホームページにも順次掲載します。

<長岡市ホームページ掲載場所>

○地域密着型サービスの場合

トップページ → 「総合メニュー」 → 「健康・福祉」 → 「高齢者・介護」 → 「地域密着型サービス事業所指定申請について」 → 「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算について」

○介護予防訪問・通所サービスの場合

トップページ → 「総合メニュー」 → 「健康・福祉」 → 「高齢者・介護」 → 「介護  
予防・生活支援サービス事業所指定申請について」 → 「介護職員処遇改善加算、介  
護職員等特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算について」

担 当 : 〒940-8501 長岡市大手通1丁目4番地10  
長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係  
電 話 : 0258-39-2245  
E-mail : kaigo@city.nagaoka.lg.jp